

甲州市農業委員会日程

会期	平成30年12月26日(水)		自 午後1時30分 至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(10件)
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(6件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)	(32件)
	第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)	(27件)
	第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(27件)
4	報 告		
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	(6件)
5	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年12月26日(水)午後1時30分から午後4時10分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

20番 根津 信彦

1. 遅刻・中途退席した委員

15番 坂本 武敏 38番 手塚 純一

1. 本会議の会議録署名委員

5番 武井 秀樹 6番 小林 正元

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、岡部 英司、島田 淳、百瀬 あす香

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会12月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員18名で定足数に達しております。本日、20番 根津 信彦推進委員より欠席、15番 坂本 武敏委員より遅刻の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番 武井 秀樹委員、6番 小林 正元委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程2、会長報告 12月7日、農業会議常設審議委員会が山梨県農業共済会館にて行われ出席しました。12月20日、甲州市就農サポート委員会が甲州市役所にて行われ出席しました。 只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、10件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案に入る前に申し訳ありませんが、1件訂正がございますので報告します。議案第1号、10番の譲受人の住所を正しくは、東京都小平市小川町2丁目2013番地の7に訂正願います。 それでは、議案第1号の朗読、説明に入ります。 (議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
1 番	(議案第1号1番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を</p>

	求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
3番	(議案第1号3番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
7番	(議案第1号4番の調査報告をする)

議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>続いて議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
8 番	<p>（議案第1号5番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 1 番	<p>（議案第1号6番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。</p>

議 長	続いて議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
14番	(議案第1号7番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。
議 長	議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
33番	(議案第1号8番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。
議 長	次に議案第1号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

15番	(議案第1号9番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号9番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号9番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
37番	(議案第1号10番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号10番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号10番については許可することに決しました。
議長	次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程し、審議を行います。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	議案の朗読・説明の前に今回の議案第2号1番については、営農型太陽光発電設備設置の案件となります。甲州市においては2件目、第6期農業委員会においては初めての申請事案となりますので営農型太陽光発電設備についての概要説明をしたいと思います。 (説明を付す)
事務局	(議案第2号農地法第4条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
11番	(議案第2号1番の調査報告をする)

議 長	調査報告が終わりました。今 1 1 番廣瀬委員から調査報告がありました、委員の報告からすると課題があるということではありますが、事務局に伺います。事務局の報告では許可相当ということでしたが、法的にも手続的にも問題はないということによろしいでしょうか。
事務局	今回の案件につきましては、農地転用許可制度上、また今後の営農計画に伴う提出書類等手続きについて何れも問題なく許可要件を満たしていると思われまます。
議 長	それでは、廣瀬委員に伺います。区での説明と違いがある等の課題は、さておきまして、結論的に法的、手続的に問題はないという認識でよろしいでしょうか。
1 1 番	<p>そのことは、法的に揃っているというふうに受けていますけど、ただ私農業委員としてその中でいろいろ取り組んできた時に全てが整った全部法的な書類が整ったということによって本人が持ってきた、ということは、もうその時点で検討することは無いということになっちゃう訳ですよ、そうすると農業委員会にかけたとしても、それはもう決まっているというふうになって全然対応が何もなされない、そのまま全部通ってしまうという状況になると思うのですよ。だからそういうもので良いものかどうかと今後いろいろ問題が出てくると思うのですよ。今、市の中で 2 件目でございます実際、これからそういう形で更にいろいろ出てくると可能性は非常にあると思っております。遊休地の問題がいろいろ絡んでくるからあるんだろうと私は思っております。私自身は、実際には農業をしていませんけども、そういう事になってくると農地というものはだんだんそういうことで、みんな太陽光が揃ったそういう状況になってくる、そしてここで先ほど事務局方から言われたことですが、もし 3 年後にもし許可が得られない時にそれを撤去しなければならないと言っているけども、実際そういうものをした時にはたして言っただけで撤去ができるのかどうかね、これも非常に疑問なところがある。これは地区のみんなそこにいる人でないと中々わからないと思うのですけども、法的にはこうだと言っても、まあまあやるよと言ってそれっきりになればまたそのままになる、要するに農業がなされないような状況がどんどん出てきてしまうというふうに私は考えております。</p> <p>それでこのところが、地方創生の地域と言いましたけども、それは何かと言うと農地をやはり活用して集積化を図っていろいろやろうというそういう基になされている、だからそういう事と相矛盾してくるですよ、だからここで私自身はこれには賛成できませんけども、まあ法的に揃っているということであれば、みなさんそのことでやってもらってもそれはどうにもなりませんけど、実際問題としてこれからそういう問題は多々出てくるじゃないかということは事実だと思います。まあその辺を考えて、そういう時にもっと事前に検討できるような、農業委員が関わられるようなものになってないといけないかなと現在思っております。</p>
議 長	廣瀬委員のお考えを伺いました。考え方多々あるかと思いますが、法的な手続き等に問題がないということで質疑に入りたいと思います。何か質疑はございますか。

19番	<p>議席番号19番大島です。今説明があった転用許可後の義務等についてとありますが、どこの誰が明確に確認をするということが申請の書類には書いてあるのですか。ここには毎年報告しなければならない、報告内容が適切であるかについては必要な知見を有する者、普及指導員、試験研究機関などの確認を受けるものとする。とありますが、どこの機関にどういうふうに確認をするって申請書に書いてあるんですか。</p>
事務局	<p>大島委員の質問にお答えします。こちらにつきましては、転用の許可権者、山梨県知事に毎年報告をしなければなりません。その報告するにあたってJAの普及指導員ですとか外部の方などに確認を受けて報告をしてもらうことになっております。また農業委員・推進委員さんのパトロールの中で畑の方を確認していただきまして、著しく営農が怠っているという場合がありますたら指導することになります。改善されない場合はその後の手続きになります。</p>
19番	<p>今地元の農業委員さんからの説明がありましたが、やはりこういう案件は沢山ではありませんので、特別見回りとか報告の中身とかを農業委員が審査する立場ではないのかもしれませんが、どういうふうな状況でどういうふうに報告をされているのかということをししないと3年毎の審査というのはとても難しいのかなと思うんです。できたら、解説する書類上整っているってことになれば、ここで農業委員さんがいろいろ言うことができなかもしれませんが、ここに転用許可後の義務についてと明確に書いてありますので、この義務については、きちりと進められるようにただ紙に書いてあるのではなく、きちんとするようにしないと今後このような案件が増えていくのではないかと思います。</p>
事務局	<p>委員のご意見にお答えします。国の方から今年の5月15日付、農地転用太陽光発電、営農型の取扱いについて通知がございまして、その中で農業委員会は農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置にかかる農地について定期的に農作物の育成状況を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断する場合は必要な助言を行うと共に記載、きちんと明記されていますので、また農業委員さんもパトロールで確認していただくのと私ども職員も確認に行って対応していきますのでよろしくお願い致します。</p>
29番	<p>29番雨宮でございます。ブドウ園に太陽光を設置する方だと思いますけれども仮に農作物というものは、太陽の光が非常に大事でありまして、その中で受電の方に重きをおけば、当然間隔は縮まると思います。そうすれば太陽光の量が少なくなり、農作物にはマイナスに働くと思うのですが、もし、3年後の点検の時点で著しく木等劣化し、収穫も減っている場合、これは果物でなくても大豆を作るとか野菜を作るとか、別に果物でなければ許可にならないとかではないと思いますので、他の物も許可になるものだと何処かで聞いたことがあるのですが、仮に3年後、ブドウを撤去して豆を作りたいと言った時、県の方で引き続き許可になるものでしょうか。</p>
事務局	<p>まず3年毎というのは、転用の許可期間であって、報告は毎年2月に申請者が提出することになっており、現地の確認は国、県から随時確認するようにと連絡がきておりますので、甲州市に1件ありますが、農業委員会として確認に行っております。収穫高など外部の審査を付けて報告となっておりますので、収穫高が少なかったりすると勧告、極端に言いますと栽培</p>

	<p>を全然していなかったという場合は、最悪許可条件違反となりますので取り消しとなり、撤去して農地に戻しなさいとなります。この条件は、申請者が県に対し誓約書を提出しており、もし違反した場合は甘んじて処分を受けると誓約しているので本人は約束しています。先ほどおっしゃっていた太陽光発電設備の下で栽培ができるかということですが、申請する品種の検証データを付けてもらっております。作物の必要な日照量、年間平均の日照時間、設置した日陰面積、遮光率など、この場所で申請した機材を設置し、申請した品種ができるという外部のデータ、根拠を添付しております。3年後、駄目だったから栽培する物を他の物にしても引き続き許可になるのかについては、申請内容が変わりますので申請しなおさなければなりません。</p>
1 2 番	<p>議席番号12番小林です。私も農地を守っていきたいという思いはありますし、太陽光を設置するというものは、残念でもありますが、先ほど廣瀬委員さんからの農地を守る、景観を守るという事には感銘を受けましたが、土地の所有者が太陽光をしたいというので残念ではありますがかたないかなと思います。また何れ出てくると思いますので会長さんと職務代理さんには今後検討していただいてそれをまた報告していただきたいと思います。</p>
議 長	<p>これは難しい問題でありまして、検討もしますけども、ご報告できるかどうかはわかりませんが、お話を伺いましたので機会をみて話をしたいと思います。</p>
4 番	<p>4番中村です。地元の農業委員さんが判を押さないということであれば、この皆さん、同僚が敢えて賛成というわけにはいかない。いうふうに思います。この資料のカラー写真の件ですが、果たして、机上の設計だと思いますが、この状態でブドウが取れるのか、トユが無い、消毒をするとパネルが汚れる、こんな状態で本当にできるのか、難しいと思う、普及指導員、市も県もその辺は考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ご質問と言うより、ご意見とご理解をいたしますけれども、一つ皆さんにご理解をいただきたいのですが、私ども農業員会、事務局もそうですけども、先ほど会長からも発言ありましたように法的にどうか、手続き的にどうか、そこで判断を農業委員さんの皆さんにさせていただければなりません。私共の方では、法的に手続きに問題が無いということで県の方にも確認をさせていただきまして、手続きを進めています。一つ例えばですが、申請があった時は一応受理をします。これは仮に受けて手続き的に問題が無ければそこで正式に受理をすることになります。正式に受理をしたということは、これは問題が無いというものです。仮に問題が無いものを受理しない、この委員会をかける前に地元の委員さんの意見を聞いたりして受理しないということになると、何故受理しないんだということで私共が行政訴訟を起こされます。行政訴訟を起こされた場合は、はっきり申しまして私共が勝つということはありません。ですから一つ皆様方に今中村委員から認めるわけにはいかないというふうな発言をいただいたんですけども、手続き的にも法的にも問題が無いということをよくご理解いただいて皆さんにここで判断をいただきたいです。</p>
議 長	<p>連絡があります。38番手塚委員から3時30分で所要があり退席との申</p>

	し出がありましたので許可したいと思います。
議 長	－ 暫く休憩 － （ 2 : 5 0 ） 再開 （ 3 : 2 5 ）
議 長	農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 2 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、6 件を上程し、審議を行います。議案第 3 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	（議案第 3 号農地法第 5 条第 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 1 番	（議案第 3 号 1 番の調査報告をする）
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	（議案第 3 号農地法第 5 条第 2 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 番	（議案第 3 号 2 番の調査報告をする）
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 2 号 2 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに

	決しました。
議 長	議案第 3 号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 3 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 3 番	(議案第 3 号 3 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 3 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達すること に決しました。
議 長	議案第 3 号 4 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 4 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
1 6 番	(議案第 3 号 4 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 4 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達すること に決しました。
議 長	議案第 3 号 5 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号農地法第 5 条第 5 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い

	いたします。
34番	(議案第3号5番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号5番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	議案第3号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号農地法第5条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
37番	(議案第3号6番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号6番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について32件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定32件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議長	次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の

	決定について27件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画27件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。
議長	次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について27件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案27件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。
議長	次に日程4報告 農地法第18条第6項の規定による届け出について6件を報告願います。
事務局	(合意解約の届出6件について説明する)
議長	只今の報告について何かご発言ございますか。 (「なし」との声あり) ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。
議長	日程5 その他の報告 事務局より報告及び事務連絡等願います。
事務局	・平成30年度農振除外について(報告)(説明を付す) ・荒廃農地利用意向調査について(説明を付す) ・研修会・互例会の開催について(説明を付す)
議長	何かご質問等がございましたら願います。 特にないようでございますので、以上で本日の日程は終了しました。

会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。
それでは、これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会の挨拶する)

(閉会 16時10分)

以上、会議の内容を録し、会議録署名委員と共に、署名、捺印する。

会 長・

署名委員・

署名委員・